

なごやボランティア・NPOセンター
指定管理者募集要項

平成 16 年 4 月

名古屋市市民経済局なごやボランティア・NPOセンター

なごやボランティア・NPOセンター指定管理者募集要項

名古屋市では、ボランティアやNPO活動をなど市民の自主的な参加による自発的な活動で、営利を目的としない公益性を有する活動（以下「市民活動」という。）を促進するため平成14年4月に開設した、なごやボランティア・NPOセンター（以下「センター」という。）について、平成16年8月1日より「なごやボランティア・NPOセンター条例」（平成16年名古屋市条例第45号。以下「条例」という。）第9条に基づき指定管理者による管理運営制度を導入します。

つきましては、下記の要項によりセンターの管理運営（施設の管理運営及び事業の実施。）を行う指定管理者を募集します。（指定管理者とは、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理運営を行う法人その他の団体です。）

1 対象施設

- (1) 名称 なごやボランティア・NPOセンター
- (2) 所在地 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ12階
- (3) 建物概要

ア 伏見ライフプラザ建物概要

構 造	地上部 鉄骨造
	地下部 鉄骨鉄筋コンクリート造
階数規模	地上 15 階（塔屋 1 階）、地下 3 階
敷地面積	2,649.56 m ²
建築面積	1,784.78 m ²
延床面積	22,359.59 m ²
建物高さ	軒高 71.4m、最高高さ 80.0m
竣 工	平成 7 年 9 月
施設内容	
中消防署	1 階から 4 階

高年大学鯨城学園	7階から9階、鯨城ホール5階
防火管理研修センター	6階
消費生活センター	10階から12階
なごやボランティア・NPOセンター	12階
環境学習センター	13階
防災行政無線機械室、食堂	14階

イ なごやボランティア・NPOセンター施設概要

(ア) 専用部分 341.05m²

(伏見ライフプラザ各施設専有面積 10,994.06m²の3.10%)

a 12階(会議室、集会室、フリースペース、閲覧コーナー、ワーキングルーム、事務スペース) 312.56m²

b 地下3階倉庫 28.49m²

(イ) 共用部分 352.33m²

(伏見ライフプラザ共用部分 11,365.53m²を専有面積比率で按分(3.10%))

2 指定管理者が行う業務

(1) 市民活動に関する情報の収集及び提供

ア 市民活動並びに市民活動を支援及び促進する機関に関する各種資料の収集、整理、掲示及び配架

イ 図書等を閲覧に供すること及び図書等の貸出し

ウ センターホームページの維持及び更新

エ 市民活動団体(特定非営利活動法人を含む。以下同じ。)の情報の登録及び管理

オ 施設見学者の対応

(2) 市民活動に関する相談

ア 窓口又は電話等による市民活動に関する相談及び情報提供

イ 市民活動団体の設立又は運営に関する相談及び情報提供

(3) 市民活動に関する講座等の実施

ア ボランティア及びNPOに関する講座等の開催(毎月1講座以上)

- イ 他機関からの依頼等による講師派遣
- ウ 市民活動団体相互のネットワークづくりの促進
- (4) 市民活動に関する広報等
 - ア センター情報誌の発行及び配布（毎月 2,000部以上）
 - イ 市民活動啓発イベントの開催（大規模イベント年 1 回、交流事業等年 4 回以上）
- (5) 施設の提供
 - ア 会議室等の利用申込の受付、利用許可、開錠及び利用後の確認
 - イ ワーキングスペース及び附属設備の管理
 - ウ ロッカーの利用申込の受付及び利用許可
 - エ 施設及び附属設備の利用料金の収納
- (6) 調査統計資料作成
 - ア センター利用実績等に関する資料の作成
 - イ 市民活動に関する調査統計資料の作成
- (7) 施設の維持管理及び修繕
- (8) その他必要な管理運営業務

3 指定の予定期間

平成16年 8 月1日から平成20年 3 月31日まで

4 応募資格

法人その他の団体（コンソーシアム（共同体）で応募する場合には、別途お問い合わせください。）

5 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及びセンターの設置目的に沿った管理運営

条例等関係法令を遵守し、センターの設置目的に沿った管理運営を行うこと。

(2) 開館時間

午前 9 時から午後 9 時30分まで（ただし、日曜日及び国民の祝日に関

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあつては午前9時から午後6時まで。）

(3) 休館日

ア 月曜日（月曜日が休日に当たるときも休館）

イ 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(4) 個人情報の保護

指定管理者には、名古屋市個人情報保護条例（平成8年名古屋市条例第28号）第26条の2の規定により、センターの管理運営を行うに当たって取り扱う個人情報の保護のために、個人情報の適正取扱いの義務が課せられます。また、個人情報の適正な取扱いの具体的内容である個人情報の管理、開示等の事項については、名古屋市の基準に基づき協定で定め、それにより個人情報の保護を図っていただくこととなります。

6 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準並びに管理業務に従事する者の配置の基準

(1) カウンター対面相談業務並びに電話相談業務、会議室並びに集会室利用管理業務、その他施設管理運営業務

午前9時から午後6時30分まで（日曜日及び休日は午後6時まで）3ポスト以上（日曜日及び休日は午後6時まで）

午後6時30分から午後9時30分まで2ポスト以上

ただし、市民活動に関する経験を1年以上有する者又は企業における社会貢献活動担当等において、同等程度の知識経験を有すると認められる者を1名以上常駐させてください。

(2) センター所長として、センターの管理運営業務に専従する者を必ず置いてください。

(3) センターの管理運営業務に専従する者のうちに、ホームページの更新及びメンテナンスを行う能力を有する者、TOEICスコア730点以上取得している者又は同程度の能力を有する者並びに甲種防火管理者を置いてください。

（参考）

現行のセンターの標準的な職員配置は、午後 6 時15分まで職員 4 名、ボランティア・NPOアドバイザー 2 名以上、午後 6 時15分以降ボランティア・NPOアドバイザー 2 名以上

7 指定管理料

上限額 115,000千円（指定期間を通じた額。消費税及び地方消費税込み。）

初年度（平成16年 8 月から平成17年 3 月まで）上限額22,000千円

次年度以降（平成17年度から平成19年度まで）上限額毎年度31,000千円

（参考）年間維持費用見込み（固定費分）

光熱水費 平成14年度実績 2,249千円

伏見ライフプラザ消防設備点検及び施設管理委託料 年間3,300千円

程度（伏見ライフプラザ全体で契約後、専有面積で按分（契約金額の 3.10%））

なお、詳細は別紙「なごやボランティア・NPOセンター指定管理料算定参考資料」を参照してください。

8 管理運営業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 管理運営業務に関し、指定管理者が費用を負担する範囲

次に掲げる経費については、名古屋市は指定管理料として指定管理者に支払わずに、直接執行することとします。

ア 施設の大規模改修費（原形を变ずる修繕及び模様替え）

イ その他協議により定める事項

(2) 管理業務に関し、指定管理者が危険を負担する範囲

指定管理者は、センターの施設及び設備が使用に耐えない場合又は損傷した場合で、その原因が指定管理者により発生し、重大かつ明白な過失があると認められる場合は、名古屋市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

9 募集要項の配布及び申請の受付

(1) 場所

なごやボランティア・NPOセンター（伏見ライフプラザ12階）

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号

電話番号 052-222-5781

ファックス番号 052-222-5782

(2) 期間

平成16年4月13日から平成16年5月12日まで。ただし、月曜日を除きます。

(3) 時間

午前10時から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び休日は午後6時まで、5月12日は午後5時まで。

10 申請期限

平成16年5月12日（水）午後5時必着（郵送可）

11 提出書類

なごやボランティア・NPOセンター指定管理者指定申請書（なごやボランティア・NPOセンター条例施行細則（平成16年名古屋市規則第70号。以下「規則」という。）第5号様式）に以下の書類を添付して提出してください。ただし、提出書類は、A4サイズ縦長、横書きとします。

(1) 事業計画書

以下の各項目について、条例、規則、本要項等を参照のうえ、作成・提出してください。なお条例及び規則に定める利用料金基準額は、税込み金額です。

ア センターの運営方針及びセンターで果たし得る役割

イ 管理運営業務計画

（ア）管理運営方法

（イ）従事させる者の職種、人数、及び職務の内容

（ウ）管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講じる措置の内容

（エ）職員の研修及び資質向上計画

ウ 本要項「2 指定管理者が行う業務」の具体的な実施計画

エ 収支計画

(ア) 平成16年8月から平成20年3月までの年度毎の収支計画

(イ) 収入については、指定管理料、利用料金、その他事業収入等を計上してください。(利用料金、その他事業収入等については、積算根拠を明記してください。)

オ その他特記事項

(2) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(3) 申請者の概要(役員等名簿、従業員数、最近の予算及び決算等経営の規模及び状況がわかるもの)

(4) 申請者の市民活動に関する実績及び実施計画の内容がわかるもの

12 提出部数

2部(うち1部はクリップ止めとし、製本しないで提出してください。)

13 現地説明会

平成16年4月16日(金)午後6時からなごやボランティア・NPOセンターにて現地説明会を行います。

なお、本現地説明会に参加しなくても、指定管理者の指定申請はできます。

14 選定

提出書類により、なごやボランティア・NPOセンター指定管理者選定委員会で選定します。審査にあたり、提出書類について説明していただく機会を設けます。(日時については別途連絡します。)なお、選定結果は、選定後応募者全員にお知らせします。

15 選定基準

指定管理者の選定は、条例で定める選定の基準に照らし、事業計画書等の内容により、次に掲げる事項を考慮して、センターの管理運営(事業を含

む。)を安定して行うために必要となる能力を有するかを総合的に判断します。

- (1) 市民活動の促進に寄与すると認められること
- (2) 市民活動の促進に関する実績の有無

16 その他

- (1) 応募の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (3) 指定管理者として指定した後、指定期間前に、センター所長就任予定者及び従事予定者に対して、一定期間センターにて研修並びに事務及び事業の引き継ぎを行います。

17 問い合わせ先

なごやボランティア・NPOセンター（伏見ライフプラザ12階）

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号

電話番号 052-222-5781

ファックス番号 052-222-5782

E-mail : n-vnpo@proof.ocn.ne.jp

なごやボランティア・NPOセンター指定管理料算定参考資料

1 支出見込

金額についてはいずれも概算額です。確定金額ではありません。

(1) 平成 16 年度

光熱水費 1,680千円

委託料 2,300千円

(項目内訳) 伏見ライフプラザ維持管理委託

印刷機保守点検

ホームページメンテナンス料

この他に、職員給与・社会保険料等人件費、消耗品費、備品修繕料、電話料金・切手等通信費、全館イベント開催経費、各種講座・イベント開催経費、情報誌発行費、経常営繕費等がかかります。消防設備点検については、16年度は、名古屋市が行います。なお、電話回線については、現在センターで使用している電話回線(3回線)を継続して使用していただきますので、新たに設置していただく必要はありません。

(2)平成 17 年度から平成 19 年度(各年度)

光熱水費 2,520 千円

委託料 3,740 千円

(項目内訳) 消防設備点検委託

伏見ライフプラザ維持管理委託

印刷機保守点検

ホームページメンテナンス料

この他に、職員給与・社会保険料等人件費、消耗品費、備品修繕料、電話料金・切手等通信費、全館イベント開催経費、各種講座・イベント開催経費、情報誌発行費、経常営繕費等がかかります。

注 1 光熱水費については、専有部分の使用料金、及び伏見ライフプラザ共用部分の使用料金を施設専有面積(3.10%)で按分した額の合計金額が請求されます。

注2 伏見ライフプラザ維持管理、及び平成17年度以降の消防設備点検については、それぞれの業務を伏見ライフプラザ全館で一社に委託し、専有面積による按分額でセンターとして契約する形で負担していただきます。

2 収入

会議施設利用料金、附属設備利用料金（印刷機利用料含む）が見込まれます。

（参考）

会議室区分利用率 76.4%

集会室区分利用率 84.9%

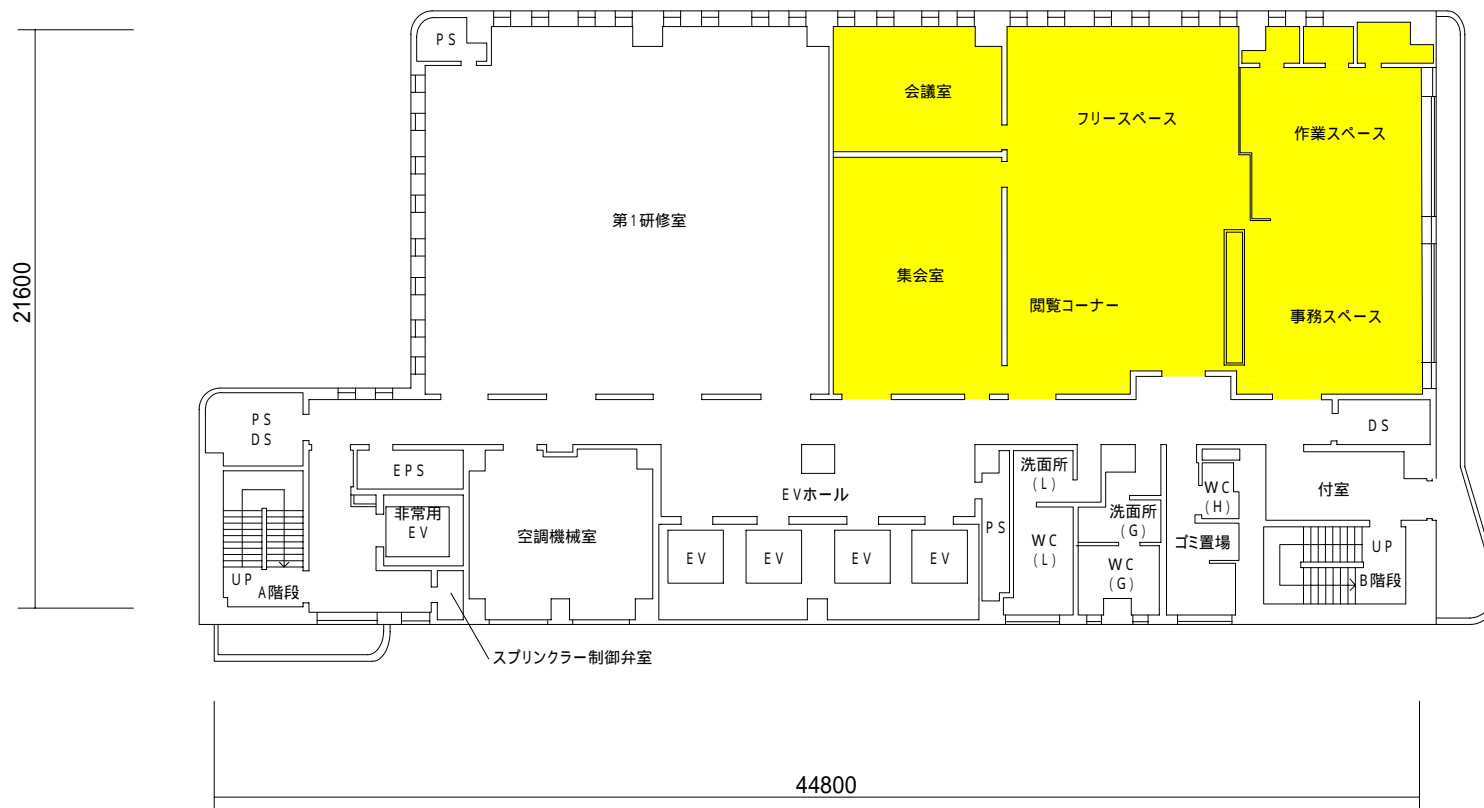
印刷機利用件数 625件

（いずれも平成15年4月1日から平成16年2月29日まで）

ロッカー 48個

3 その他

現在センターで使用している設備・備品等については、貸付備品として現状のまま引き続き使用していただく予定です。ただしリース物品については契約を引き継いでいただきます。



12階平面図

